

令和2年度桐生市奨学資金奨学生(新型コロナウイルス感染症影響対策)募集要項

桐生市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生を対象に、令和2年度桐生市奨学資金奨学生(新型コロナウイルス感染症影響対策)を募集します。

【申込期間】令和2年5月11日(月)から

【申し込み】直接または郵送で、桐生市教育委員会総務課(市役所本館4階、〒376-8501桐生市役所)へ。

奨学生の資格	<p>1 本市に住所を有する世帯の学生又は生徒で、大学、短大、高専、高校、専修学校(修学年限2年以上の高等専修学校及び専門学校)に在学する者</p> <p>2 修学する力と熱意を持ち、心身ともに健康な者</p> <p>3 経済的な理由により修学困難な者</p>
募集人数	15人
選考方法	選考委員会で採用者を決定し、申し込みから約1週間後に本人宛通知します。
貸付金額	<p>・大 学 年額408,000円(月額34,000円) ・高等専門学校 年額180,000円(月額15,000円)</p> <p>・短期大学 年額300,000円(月額25,000円) ・高等専修学校 年額96,000円(月額8,000円)</p> <p>・高 校 年額96,000円(月額8,000円) ・専門専修学校 年額300,000円(月額25,000円)</p> <p style="text-align: center;">*専修学校については修学年数2年以上</p> <p>*申請月分からの貸与を原則としますが、希望により令和2年4月分から貸与します。</p>
貸付方法	<p>申請者名義の口座へ年3回に分けて奨学資金貸付金を振り込みます。(4月・8月・12月)</p> <p>*貸付初年度の第1回目の奨学資金振込は、貸付決定後の書類を提出した約2週間後になります。</p>
返済方法	<p>・奨学資金は、無利子です。</p> <p>・卒業翌月4月から、口座振替にて、奨学資金貸付年数の2倍期間内での返済となります。</p> <p>*口座振替は、月賦・半年賦・年賦を選択していただきます。</p>
申請書類	<p>1 奨学資金貸与申請書及び身上明細書.....1通</p> <p>*連帯保証人について</p> <p>連帯保証人は、原則として本市に住所を有し、一定の職業を持ち独立の生計を営む者(奨学資金申請者および世帯主(後見人)と別世帯の人)であり、貸付終了後の返済期間中に、返済が滞った奨学資金の代理返済を承認していただける1人の署名をお願いします。</p> <p>*申請書および身上明細書の記入方法については、別添記入例を参照ください。</p> <hr/> <p>2 令和元年分給与所得の源泉徴収票または令和元年分の確定申告書の写し</p> <p>【奨学資金申請者世帯において、令和元年中に所得のあった家族全員分】・・各1通</p> <p>*確定申告が済んでいない場合は、前年の確定申告書の写しでも結構です。</p> <hr/> <p>3 世帯主(後見人)の市税の完納証明書または市税の猶予決定通知の写し.....1通</p>
その他	<p>・世帯の状況により、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)等の提出をお願いする場合があります。</p> <p>・奨学資金貸付決定後に、在学証明書、誓約書(申請書と同じ印を使用してください。)、世帯主(後見人)の印鑑登録証明書、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。</p> <p>・詳しくは、教育委員会総務課庶務係(電話0277-46-1111 内線643)へお問い合わせください。</p>

*裏面の注意事項もご覧ください。

【申込時の注意事項】

*既に桐生市奨学資金の貸与を受けている人は、申し込みできません。

【貸付期間中の注意事項】

*学校を休学する場合、休学期間中は奨学資金貸付対象外となりますので、桐生市教育委員会に連絡ください。

*中途退学した場合は、既に貸付けた奨学資金全額を一括返済していただきます。

*奨学資金貸付決定後は、正規修学期間の卒業年度まで貸付を継続しますので、翌年度以降の再申請は必要ありません。ただし、毎年度末に学校発行の学業成績証明書の提出が必要になります。

【返済期間中の注意事項】

*返済が滞ったために発生した未収金について、納付催促に応じていただけない場合には、連帯保証人に請求します。